認定申請にあたっての留意点

2026 年度適用

JABEEの認定申請を行うためには、「認定審査の受理要件」を満たしている必要がありますが、それ以外にもいくつかの留意すべき事項が存在します。認定審査を円滑に進めるために、認定審査の申請に際しては、以下の事項にご留意ください。

1. 認定申請に際しては、「日本技術者教育認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」および「自己点検書作成の手引き」を熟読のうえ、「自己点検書（概要編）」、「自己点検書（自己点検結果編）」および「自己点検書（添付資料編）」の準備をお願いいたします。なお、これらの文書および書式は、必要に応じて改訂されることがありますので、認定審査を申請される年度の最新版を使用してください。これらの最新版は、JABEE の Web サイトからダウンロードすることができます。また、同 Web サイトで入手できる「審査の手引き」は主として審査員向けの文書ですが、審査の際の考え方が記されていますので、審査を受けるプログラムの関係者にとっても参考となる情報が得られます。

2. 審査の際には、申請プログラムの実態を確認する必要がありますので、審査の時点においてすべての学年次の学生が存在して申請プログラムが運用されていることが必要です。したがって、プログラムが新しく設定された場合などでは、最初の年度に申請プログラムに配属された学生がプログラムの最上級学年になっていることが必要となります。また、審査の際には、プログラムの修了生全員が学習・教育到達目標を達成していることを確認する必要がありますので、プログラムの修了生または実質的修了生（「認定・審査の手順と方法」の付録「用語の説明」を参照）が存在していることが必要となります。

   審査は最上級学年の学生に対して行われてきた教育の内容と、学習・教育到達目標の達成状況を中心に確認します。改組等により最上級学年の学生と最上級学年に達していない学生が履修するプログラムの内容が異なるときは、変更後のプログラムの内容も併せて審査します。ただし、認定申請において認定の対象とする教育機関名およびプログラム名は、審査年度に最上級学年の学生が在籍するものを記入してください。

3. 審査の際には、認定基準に適合していることを審査員に説明するための根拠資料が必要となります。根拠資料には、自己点検書の一部として添付する「添付資料」と実地審査の際に開示する「実地審査閲覧資料」があります。「自己点検書作成の手引き」により JABEE から指示があるものを除き、どのようなものをどの程度根拠資料とするのかは、プログラム運営組織が主体的に判断してください。ただし、実地審査閲覧資料については、実地審査の円滑な実施のために、実地審査の前に審査団長または主審査員と

十分に調整をお願いします。

4. 添付資料は電子化し、自己点検書本文から容易に参照できるなど、しおりやリンクなどを適切に設定した PDF ファイルでの提出をお願いします。また、実地審査閲覧資料については媒体の指定はありませんが、電子媒体の場合には円滑な審査となるように印刷物や紙の資料と同等以上の効率で閲覧できるよう対応をお願いします。

5. 認定プログラムの修了生以外の者が、卒業または修士課程修了後に誤って認定プログラムの修了生として取り扱われないようにするために、広く社会一般から見て認定プログラムかそうでないかがプログラム名により明確に区別できるようにしてください。プログラム名は、履修要項等の公開資料に記載されており、しかも同じ教育機関内の他のプログラムとは異なる名称であることが必要です。特に、認定されていないプログラムとは明確に区別できるものでなければなりません。学科や専攻全体で単一のプログラムを構成する場合には、プログラム名は原則として学科名や専攻名と同一としてください。一方、学科内や専攻内の一部でプログラムを構成する場合には、プログラム名は学科名や専攻名とは異なる名称とする必要があります。プログラムの名称（日本語）およびプログラムが所属する分野を表す Program Title（英語）の詳細については JABEE Web サイトの以下のページに掲載している「プログラム名に関する注意」および「JABEE 認定プログラム Program Title の付け方について」をご参照ください。

   https://jabee.org/accreditation/basis/application_do

6. 2026 年度「認定・審査の手順と方法」の「2.5.1 認定の有効期間」では、「新規審査の結果 JABEE が認定したプログラムで、かつ、JABEE が妥当と判断する場合には、審査を受けた年度の前年度の 4 月 1 日を当該プログラムの認定の有効期間の開始日とすることができる」と定めています。

   2026 年度の認定審査では、以下の条件をすべて満たすとともに、認定可となったプログラムが「JABEE が妥当と判断する場合」に該当します。

   (a) 2026 年度の新規審査を申請するプログラムが、認定の有効期間の開始日を通常の 1 年前（2025 年 4 月 1 日）とすることを希望する。
   (b) 2025 年度修了生に適用された学習・教育到達目標およびカリキュラムと 2026 年度修了予定生に適用されている学習・教育到達目標およびカリキュラムがそれぞれ同一であり、施設・設備が同等であった。
   (c) 2025 年度修了生が履修したプログラムも 2026 年度修了予定生が履修したプログラムと同じく認定基準に適合していたことを審査によって確認できる。

   認定の有効期間の開始日を通常の 1 年前とすることを希望するプログラム運営組織は、以下の点に留意のうえ、新規審査を受けてください。

- 上記(a)については、認定申請書および自己点検書（概要編）に明記してください。
- 上記(b)および(c)については、自己点検書において十分な根拠を示して説明してください。自己点検書での説明が不十分な場合、プログラムの同一性を短期間の審査では確認できない恐れがあります。この結果として、認定可となっても有効期間の開始日を 1 年前とすることができないこともあります。

7. 認定申請するときの認定種別および認定分野については、以下の点にご留意ください。
   (a) プログラムの内容が複数の認定種別と密接に関連している場合には、同一のプログラムが 2 つ以上の異なる認定種別で申請することが可能です。その場合には、それぞれの認定種別に対応した認定基準（個別基準）により審査が実施され、それぞれの認定種別に対応して認定可否が決定されます。認定申請書には申請する認定種別をすべて記入してください。
   (b) プログラムの内容が複数の認定分野と密接に関連している場合には、同一のプログラムが 2 つ以上の異なる認定分野で申請することが可能です。その場合には、それぞれの認定分野に対応した認定基準（個別基準の分野別要件）により審査が実施され、申請された分野について認定基準に適合している（「欠陥」がない）と判定された場合に認定となります。認定申請書には申請する認定分野をすべて記入してください。
   (c) 「建築系学士修士課程」の認定種別では、学士課程と修士課程を合わせた 6 年間の教育課程が審査され、6 年間のプログラムとして認定可否が決定されます。本認定種別の学士課程部分についての認定も合わせて希望する場合には「エンジニアリング系学士課程」認定種別の認定申請も同時に別の認定申請書により行ってください。
   (d) 上記の(a)、(b)に該当する場合の審査料および認定維持費については、別途個別に規定されます。

さらに、審査の結果、認定が可となった場合には、以下の点にもご留意ください。

8. 修了生の名簿管理を適切に行なうことが強く求められます。特に、認定有効期間開始後の過年度の卒業生や修士課程修了生なども含めて、学習・教育到達目標を一部でも満たさない卒業生や修士課程修了生が認定プログラムの修了生として取り扱われることのないように厳重な管理をお願いします。

9. 認定の有効期間中は、毎年 JABEE より状況の報告（年次報告書の提出）を求めます。プログラムは、JABEE からの求めに応じて指定された様式に状況を記入し、JABEE に報告しなければなりません。

以上